

## 発 言 通 告 書

発言者氏名	ねぎしかずこ
発言の会議	令和5年 2月27日 本会議
発言の種類	質 疑、一般質問、緊急質問、討 論、その他
質疑等の方式	一 括、一問一答
答弁を求める者	市 長、上下水道局長、教育長

### 【件名及び発言の要旨】

#### Ⅰ 戦争を支えるまちにしないことについて

(1) 敵基地攻撃能力を持つとした岸田政権の危険な動きについて

ア 昨年12月に政府は「国家安全保障戦略」「国家防衛戦略」「防衛力整備計画」のいわゆる「安保3文書」で国の安全保障原則の大転換を国会審議もせず閣議決定で押し通した。そして、このような安全保障原則の大転換を図ろうと、岸田首相は5年間で43兆円、GDP（国内総生産）比2%の防衛費の増額を打ち出し、医療、年金の財源を流用してでも進めようとしている。米海軍基地と自衛隊施設を抱える自治体の首長として、この方針をどう受け止めているか。

イ 今回の「安保3文書」では、日本が直接攻撃を受けていない場合でも、アメリカ政府が始めた戦争を「存立危機事態」と認定し、集団的自衛権の行使として敵基地攻撃を行う考えを明記している。現在開かれている国会における議論の中で、浜田防衛大臣は、「我が国が限定的な集団的自衛権を行使した後、事態の推移によっては他国からの武力攻撃が発生し、被害を及ぼす可能性がある」と重大な発言をしている。さらに、「こうした武力攻撃を排除するために必要な措置を取る」と述べ、報復に対するさらなる攻撃に言及し、日本に大規模な被害が生じる

ことを否定できないと認めている。本市には多くの自衛官や基地で働く市民が暮らしており、甚大な被害にさらされる可能性が高くなる。市民の命と暮らしを守る責務がある立場の市長として、「敵基地攻撃能力」の保有がもたらす本市への被害が想定されることに対して、どのような思いをお持ちか。

ウ 「敵基地攻撃能力の保有は明らかな憲法違反」という歴代政権が維持してきた憲法解釈に基づき、平和外交による解決を進めるべきである。日本の在り方を実質的に変えてしまう岸田政権による大軍拡路線に対して地方自治体から警鐘を鳴らす必要があると考えるが、いかがか。

(2) 戦争への準備が本市を舞台に進行していることについて

ア 誘導ミサイル駆逐艦「シュープ」が何の前触れもなく昨年12月19日に米海軍横須賀基地に入ってきたが、事後連絡で済まされてよいはずはない。このようなことが二度とないよう、在日米海軍司令官に直接申入れすべきではないか。

イ 今年春頃に「横浜ノース・ドック」に小型揚陸艇部隊が新たに編成され、13隻約280人が常時配置となり、県内の既存米軍施設などに居住するとのことだが、本市に対し、280人の居住に関連して何らかの報告や情報提供はあったのか。

(3) 本市が戦争の準備の下支えをすることについて

市長は施政方針で、防衛力整備計画に触れ、「陸上自衛隊通信学校をシステム通信・サイバー学校へ改編し、サイバー要員を育成する教育基盤を拡充すること、防衛大学校ではサイバー領域を含む教育・研究の内容と体制が強化されることが明記されました」と述べ、「横須賀がまさしくサイバー人材の育成拠点という安全保障の新たな役割を担うことになるものと確信しています」と表明し、非常に唐突感を覚えた。

ア このような防衛力整備計画の改変は本市にいつどのように知らされたのか。

イ 市長は施政方針で、「地域の平和と安定、そして日本の安全保障環境に貢献することは横須賀市長の責務です」と述べたが、積極的に「責務」とまで踏み込んだ思いについて、御所見を聞

かせていただきたい。

ウ サイバー育成教育の体制が強化されるとのことだが、電磁波等、周辺住民の生活環境への影響については何かしらの説明や報告は受けているのか。また、地域の方々へのお知らせ等は行われたのか。

エ サイバー領域の体制強化は、物理的な軍備増強ではないかもしれないが、明らかに質の転換であり、自衛隊施設の機能強化に当たると思うが、市長の御認識はいかがか。

オ この動きは本市の市是である旧軍港市転換法からの逸脱ではないか。

カ 過日開催された市制施行記念式典で上映された特別映像の中で、何度も「横須賀市は平和産業港湾都市を目指す」という趣旨のナレーションがあった。サイバー領域の体制強化は平和産業港湾都市を目指すという本市の初志から大きくかけ離れてしまうと思うが、いかがか。

## 2 暮らしを支えるまちの実現について

(1) 市長は施政方針で、「行政の最大の目的は住民福祉の増進であり、全ての施策はそのためにあるべきとの思いで、日々市長の任に当たっています」と表明している。さらに、観光とスポーツを軸とした活性化などの新しい流れについても、それが「果実を生み、その果実が物心両面で福祉の充実に貢献し、人を豊かにし、幸せにする」と述べているが、私たちが行った市民アンケートでは、「猿島の観光の振興に3億円ものトイレを設置するなら、そのお金を市民生活のために使ってほしかった」との声があった。市長はこれまでストレートに市民の御意見を聴く機会はなかったのではないか。「誰も一人にさせないまち」の実現へ向けて、市民との直接対話の場を設けてはいかがか。

(2) 暮らしを支えるための具体的な施策について

ア 子育てに対する負担軽減について

(ア) 義務教育に関わる費用の軽減について

- a 本市の中学1年生の場合、修学旅行の積立金4万円を除いた教材費だけでも、年間1万5千円以上の出費があると聞く。憲法第26条の精神からすれば、教科書のみならず、「隠れ教育費」とも呼べる教材費にもスポットを当て、無償化を目指すべきではないか。
- b 毎月かかる給食費についても、その負担は重く、給食費を無償化する自治体が増えている。学校給食は食育であり、食はまさに教材である。学校給食費について明記している学校給食法第11条に関わる認識を新たにし、無償化に踏み出すことを求めるが、いかがか。

- (イ) 本市の妊婦健康診査の公費負担額は全国平均よりも低い。公費負担を全国水準まで引き上げ、ひいては全額自己負担なしで受けられる方向を目指してはどうか。
- (ウ) 国民健康保険の子どもの均等割額は、子どもの数が多いほど家計に響く。2018年の一般質問において、均等割額の減免を求めた際には、「現在の財政状況においては困難」との答弁があったが、その後の国・県の動きを踏まえ、また、国民健康保険法第77条の仕組みを積極的に活用し、減免に踏み出してはどうか。今回も「できない」と言うならば、どのような理由でできないのか。

#### イ 加齢性難聴への支援について

- (ア) 2021年の代表質問において、高齢者の難聴は自身では気づきにくいいため、聴力検査を市で実施してはどうか求めた。当時の答弁では、特定健診で行うのは趣旨が違うのでできないということだったが、まずは実態調査を進めるため、あらゆる機会を捉えて工夫して実施してみてもどうか。また、実施に当たっては、市の医師会や耳鼻科専門医などに相談を持ちかけてみてはどうか。
- (イ) 当該代表質問では、補聴器購入の公的助成制度の創設についても求めたが、現時点では難しいとの答弁だった。全国の動きを受けて再度創設を求めるが、いかがか。

### 3 脱炭素社会を実現することについて

- (1) 市長は施政方針で、脱炭素社会への移行に向けた取組を加速させ、市民・事業者向けに太陽光パネル設置やEV購入に対する助成などを継続するとしているが、それを継続するためにも、省エネ政策に通じた専門的知見を持つ職員の育成が重要であると考え。一般家庭・自営業・工場・農漁業など様々な職場環境・建物の特性に対して適切なアドバイスができることは大事なことだと考えるが、市長のお考えを伺う。
- (2) 脱炭素は気候危機回避とともに、地域経済に好循環を促すチャンスでもある。脱炭素社会の実現、ゼロカーボンシティはまちづくりであることを、改めて市民の皆様、様々な場所で工夫してアピールすることを検討してみたいかがか。

### 4 PFAS問題の原因究明について

- (1) 米海軍横須賀基地の排水処理施設からのPFAS流出について、昨年11月から今年2月までに行ったサンプリングの分析結果は報告を受けているのか。また、その数値は改善されてきているのか。
- (2) 我が国の水質汚濁防止法施行令が改正され、PFOS、PFOA等が指定物質に追加された。単に暫定基準値50ナノグラム・パー・リットルを大きく下回っているといったような確認の仕方ではなく、今後の基準値改定も見据え、米海軍基地からの情報提供についても数値をしっかりと確認することが必要だと思うが、市長の御認識を伺う。
- (3) 本市は現在独自に海水を採取し定期的に確認しているが、海水だけではなく、海底に沈殿した土砂や魚介類についても検査が必要ではないか。市として市民の不安払拭のため、独自検査の項目を増やしていただきたいと思うが、いかがか。
- (4) 米海軍基地への「立入り」を一度で終わりにするのではなく、再度求めることが必要だと思うが、いかがか。そして、何よりも大事なことは、PFAS問題の原因を究明させることであり、粘り強く求め続けてほしいが、いかがか。

## 5 マイナンバーカードやデジタル化など、国の方針をそのまま引き受ける弊害について

- (1) 健康保険証のマイナンバーカード化については、オンライン資格確認システムの接続にトラブルが発生した場合等に保険診療ができなくなる。医療機関の診療中断を防ぎ、患者も診療を断られることがないように、全てをデジタル化するのではなく、アナログを残すよう、国に意見すべきではないか。

## 6 統一協会と接点を持ったことを不問に付さず、公正な市政への転換を図ることについて

- (1) 統一教会との関わりについての市長御自身の言動が、統一協会が行うことにお墨つきを与え、統一協会による被害の拡大に一役買ってしまったのではないかと反省していただきたい。過去を不問に付さず、公正な市政運営から外れていたと、潔く認める態度表明をしていただきたいと思うが、いかがか。
- (2) 過去の公共施設の貸出しについても同様に不適切であったと潔く認めて、今後、公正な市政運営をすることを表明していただきたいが、いかがか。

## 7 福祉援護センターかがみ田苑に対する今後の市の方針について

- (1) 福祉援護センターかがみ田苑については、スタッフの労働問題等、多岐にわたって市長に伺ってきたが、昨年11月に行われた「福祉援護センターのあり方に関する懇話会」の議事録を読むと、「生活介護」や「就労継続B型」について具体的に論じられている。市はかがみ田苑について、どのような方針を持っているのか。また、次期の指定管理者選考についてどのような方向性をお持ちか。

## 8 学校現場で「子どもの権利を守る条例」を生かすことについて

- (1) 学校現場における不条理な身なりチェック等のハラスメントをなくし、意見表明権を保障する環境を教育の場でも整えるよ

う、本市の「子どもの権利を守る条例」の浸透に心を砕くことを市長に求めるが、いかがか。また、学校現場で不条理な身なりチェックの押しつけなどが行われていないか聞き取りをしてはいかがか、教育長に伺う。

## 9 ジェンダー平等社会の実現について

- (1) 結婚する、しない、子どもを産む、産まないに縛られることなく、また結婚の在り方についても同性婚や選択的夫婦別姓などの考え方が広く社会に認知されてきている。結婚観、家庭観、同性婚や選択的夫婦別姓について、現在どのようなお考えをお持ちか。また、法制化についてはいかがか。
- (2) 施政方針で用いられた「雌伏（しふく）」という表現については、雌鳥が雄鳥に従うという意味から、人に屈服して従うことという意味もある。「雌伏」の対語となる「雄飛」には、雄鳥が舞い上がるように勢い盛んに活躍することという意味がある。当然にも市長は、女性が従う存在であるとか、男性こそ勢いよく舞い上がる存在であると思ってこの表現を用いたのではないことは承知しているが、施政方針の言葉としてふさわしいとは言えないと思う。本市のジェンダー平等、ダイバーシティの到達点をさらに引き上げるためにも、日々の言葉遣いに気遣いをと申し上げたい。施政方針において市長が「雌伏」という言葉を用いた思いについて聞かせていただきたい。

## 10 これからの時代にふさわしい水道施設の在り方について

- (1) 正式決定がされていない浄水場などの廃止を前提にした、5事業者（神奈川県・横浜市・川崎市・横須賀市・神奈川県内広域水道企業団）の施設整備計画を策定するに当たり、横須賀市の上下水道事業管理者として、どのような姿勢で臨むのか、上下水道局長に伺う。
- (2) 昨年の予算決算常任委員会生活環境分科会における当初予算審査の際、経営部長は、「小雀浄水場は2040年、有馬浄水場は2055年を目途に廃止をしたいと思っている」と、具体的な廃止

年度まで示している。これは、5事業者間で決定済みのことなのか。

- (3) 昨年(令和4年)の第21回5事業者水道事業連携推進会議では、令和4年度末に「水道システムの再構築」に向けた検討の取りまとめを行うスケジュールであり、5事業者で合意形成を図るとしている。今年度末に合意がされたとして、その合意内容は、議会側に対してどのような形で報告がされるのか、上下水道局長に伺う。